【様式２】第三者との契約によらず発明を行った学生、その他の場合

発明等の取扱いに係る同意書

国立大学法人横浜国立大学　学長　　殿

大学院〇〇〇研究院　　〇〇　〇〇　殿（研究担当教員名）

学籍番号（自筆）：

署名 ：　　　　　　　　　（印）

署名日（自筆）：　　年　　月　　日

私は、国立大学法人横浜国立大学（以下「大学」といいます。）で実施した下記の発明について、次のことに同意します。

・発明の名称：〇〇〇〇〇（※発明届に記載する「発明の名称」と同一としてください）

* 同意内容

↓下記の各チェックボックスに☑を入れてください

①　大学での研究活動により、発明、考案、意匠、ノウハウ及び回線配置並びにプログラム等の著作権の対象となる創作として知的財産権を取得しうる成果が生じた場合には、「国立大学法人横浜国立大学職務発明規則」及び「国立大学法人横浜国立大学職務発明規則運用細則」の適用を受けること。

　※裏面の規則参照先必ず確認したうえでチェックすること

②　大学が上記①の知的財産権取得のために出願等を行う場合において、その手続きに必要な書面の提出等に協力すること。

知的財産支援室・利益相反マネジメント委員会

* 研究を主管する教職員　各位

・本同意書の原本を、職務発明規則第５条第１項に定める「発明の届出書」に添付し、部局経由で知的財産支援室に提出してください。

◎学生　各位

本同意書に署名するにあたり、下記の大学の知的財産の取扱いを必ずご確認ください。

１．横浜国立大学職務発明規則・同運用細則における発明等の取扱いについて

職務発明規則：https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000077.htm

同運用細則：https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000078.htm

（特に重要な部分を抜粋）

◎規則

・第４条第１項：同意に基づき規則を適用することの定め

・第６条第５項／第９条／第１０条／第１８条：規則適用者の義務

・第１２条／第１３条／第１４条：譲渡に対する発明者への補償金についての定め

◎運用細則

　　・第４条／第５条／第６条／第７条：発明者への補償金算定及び支払いについての詳細

２．留意事項

・本同意書に同意して研究に参画し、発明等の創出に関わった場合であって、かつ大学が当該発明等を「承継する」旨の決定を行った際には、別途、権利譲渡証書に押印いただくこととなります。

３．リンク

横浜国立大学研究推進機構HP＿知的財産の手引き　　※卒修了後も閲覧が可能です

　URL：<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/result/ipconsultation/>

４．本件問い合わせ先

横浜国立大学　産学・地域連携課知的財産係　　　e-mail：sangaku.chiteki@ynu.ac.jp